

国立大学法人弘前大学受託研究取扱規程 新旧対照表

改正理由：産学連携制度における、共同研究、受託研究、受託事業、学術指導について、受入れ等及び完了報告の事務手続きに係る負担軽減や業務の効率化・迅速化を図るため、関係規程等について所要の改正を行う。

改正後	現行
<p>(事前協議)</p> <p>第5条 部局長は、<u>受託研究を受け入れようとするときは、その内容について委託しようとする者と協議をしなければならない。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 外国の機関等から受託研究を受け入れようとするときは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）並びにこれに基づく輸出管理関連の政令、省令及び通達を遵守し、国立大学法人弘前大学安全保障輸出管理規程（平成23年規程第52号。以下「安全保障輸出管理規程」という。）第8条から第11条までに定める手続を行うものとする。</p>	<p>(申込み)</p> <p>第5条 部局長は、<u>受託研究の申込みをしようとする者には、受託研究申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）により申込みをさせなければならない。ただし、医薬品等の臨床研究の受託研究に係る申込書の様式は、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）が別に定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>受託研究の申込者が国等である場合は、前項の受託研究申込書によらないことができるものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、受託研究が公募型の場合は、その研究を公募した者が発行する採択通知書等の写しをもって申込書に代えることができる。</u></p> <p>4 外国の機関等から受託研究の申込みがあったときは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）並びにこれに基づく輸出管理関連の政令、省令及び通達を遵守し、国立大学法人弘前大学安全保障輸出管理規程（平成23年規則第52号。以下「安全保障輸出管理規程」という。）第8条から第11条に定める手続を行うものとする。</p>

(受入れの決定)

第6条 受託研究の受入れの決定は、前条の協議に基づき、部局長が行う。

(削る)

(削る)

2 部局長は、当該受託研究に他部局の研究担当者がある場合には、研究担当者の所属する部局長の承諾を得るものとする。

(削る)

第7条 削除

(削る)

(受入れの決定)

第6条 部局長は、前条の申込みがあったときは、研究代表者に受託研究実施計画書（様式第2号。以下「実施計画書」という。）を提出させるものとする。ただし、当該受託研究が公募型である場合は、申請時において提出した書類等をもって実施計画書に代えることができる。

2 部局長は、前項の提出があったときは、受入れについて決定するものとする。

3 部局長は、前項の受入れをしようとするときは、その研究代表者の属する学科主任、講座主任等から意見を聴くものとする。

4 部局長は、当該受託研究に他部局の研究担当者がある場合には、研究担当者の所属する部局長の承諾を得るものとする。

(受入れの通知)

第7条 部局長は、受託研究の受入れの決定をしたときは、受託研究受入決定通知書（様式第3号。以下「受入決定通知書」という。）により契約担当役（国立大学法人弘前大学会計規則（平成16年規則第8号。以下「会計規則」という。）第7条第1項第2号に規定する契約担当役をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

2 前項の受入決定通知書には、申込書又は採択通知等の写し、実施計画書の写し、受託研究契約書（案）その他参考資料を添付するものとする。

ただし、医薬品等の臨床研究の受託研究契約書の様式は、病院長が

(契約の締結)

第8条 契約担当役は、第6条の部局長による受託研究の受入れの決定に基づき、受託研究の契約を締結するものとする。

(研究の変更等)

第11条 研究代表者は、当該受託研究の中止、期間変更その他受託研究契約の変更（以下「変更等」という。）を行う必要が生じたときは、直ちに部局長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 部局長は、委託者と必要な事項について協議の上、当該受託研究の変更等を決定するものとする。

(削る)

3 契約担当役は、前項の部局長による当該受託研究の変更等の決定に基づき、契約の解除又は変更を行うものとする。

(完了報告)

第16条 研究代表者は、受託研究が完了したときは、完了届により部局長の承認を経て契約担当役に報告するものとする。

別に定めるものとする。

(契約の締結)

第8条 契約担当役は、前条の通知に基づき、受託研究の契約を締結し、受託研究契約済等通知書（様式第4号。以下「契約済等通知書」という。）により部局長に通知するものとする。

(研究の中止、期間延長)

第11条 研究代表者は、当該受託研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、直ちに部局長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 部局長は、当該受託研究の中止又は期間の延長を決定するものとする。

3 部局長は、前項の決定をしたときは、契約担当役に受託研究中止決定通知書（様式第5号）又は受託研究期間延長決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

4 契約担当役は、前項の通知があったときは、委託者と必要な事項について協議の上、契約の解除又は変更を行い、契約済等通知書によりその旨を当該部局長に通知するものとする。

(完了報告)

第16条 研究担当者は、受託研究が完了したときは、部局長に受託研究実施報告書（様式第7号）を提出するものとする。

(削る)

(削る)

2 研究代表者は、当該研究の研究成果を委託者に報告するものとする。

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2 部局長は、前項の提出を受けたときは、受託研究完了届（様式第8号）により契約担当役に通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、受託研究完了報告書（様式第9号）により委託者に完了の報告をするものとする。

4 研究代表者は、当該研究の研究成果を委託者に報告するものとする。

(新設)

様式第1号（第5条関係）

（略）

様式第2号（第6条関係）

（略）

様式第3号（第7条関係）

（略）

様式第4号（第8条、第11条関係）

（略）

様式第5号（第11条関係）

(削る)	<u>(略)</u> <u>様式第6号 (第11条関係)</u>
(削る)	<u>(略)</u> <u>様式第7号 (第16条関係)</u>
(削る)	<u>(略)</u> <u>様式第8号 (第16条関係)</u>
(削る)	<u>(略)</u> <u>様式第9号 (第16条関係)</u>